

ご契約中のお客さまへ

いつも浜田ガスをご利用いただき、まことにありがとうございます。

平成 29 年 3 月 31 日時点で選択約款にご加入いただいているお客さまにつきましては、今般のガス事業法令の改正に伴う制度変更により、平成 29 年 4 月以降、ご契約内容を一部変更させていただきます。

対象契約種別

小型空調契約

変更のポイント

- ① 当社は、各種約款を変更することがあります。お客さまは、変更後の各種約款に異議がある場合、解約することができます。(期間の定めのある契約においては契約期間中であっても同様といたします)
- ② 各種約款の変更（契約期間の延伸を含みます）の際は、その変更内容や新たな契約期間をお客さまにお知らせいたします。その際、供給条件の説明を、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法により行い、当該変更をしようとする必要事項のみを説明し、記載します。
- ③ その他、今般のガス事業法令の改正に伴う制度変更により、各種約款を変更しています。

※変更後の供給条件（約款）は当社ホームページへ掲載しておりますので、ご覧ください。

（書面をご希望のお客さまは、当社へご連絡ください。）

※この度の変更は改正ガス事業法の改正に伴い、約款の一部を変更していますが、ガス料金やガス料金のお支払いについても、従来通り変更はございません。

※上記変更内容をご承諾いただける場合は、特段のお手続きは不要です。

変更内容にご承諾いただけない場合は、お手数ですが、平成 29 年 3 月 31 日までに、当社へご連絡ください（解約の手続きを取らせていただきます）。

都市ガス小売の全面自由化について

● 都市ガス小売全面自由化および供給地点特定番号のご説明

- ・ ガス事業法が改正され、平成 29 年 4 月から都市ガス小売の全面自由化が実施されることとなり、都市ガスをお使いの全てのお客さまが都市ガスの購入先を自由に選択することができる制度となります。
- ・ これまで当社は、一部の大口契約を除き、経済産業大臣の認可を得て（もしくは届け出て）ガス料金を設定していましたが、今後はこのような行政手続きが不要となります※。

※お客さまが確実にガス供給を受けられることを目的として最終保障供給の制度も併せて措置されています（改正ガス事業法第 51 条）。

最終保障供給をご希望のお客さまは、当社へご連絡ください。

- ・ 今後、料金を含む契約条件を変更する場合には、事前に説明を書面の交付等により行います。
- ・ 都市ガス小売全面自由化に伴い、お客さまの都市ガスの契約場所を特定する番号として、「お客様番号（供給地点特定番号）」（8 桁）が設定されます。
- ・ 「お客様番号（供給地点特定番号）」は、「ご使用量のお知らせ（検針票）」などでお知らせいたします。
- ・ 当社は、都市ガス小売の全面自由化を大きなチャンスと捉え、お客さまにお喜びいただける新料金プランや新サービスを順次拡大していくべく精一杯努力してまいります。
- ・ 今後とも、浜田ガスをご愛顧賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

(注) なお、**平成 29 年 4 月以降も引き続き、浜田ガスとご契約いただける場合は、お手続きは不要**です。

(ご参考) ご契約内容の概要について

■ 料金単価表

名称	適用条件	区分		基本料金	基準単位料金
小型空調契約	小型空調機器のガス使用量を計量する専用のガスメーターを設置されているお客さま	1種	その他期(4~11月)	6,480円	132.78円/m ³
			冬期(12~3月)	6,480円	170.76円/m ³
		2種	その他期(4~11月)	2,700円	144.40円/m ³
			冬期(12~3月)	2,700円	182.36円/m ³
		3種	その他期(4~11月)	1,188円	152.87円/m ³
			冬期(12~3月)	1,188円	190.85円/m ³

- 上記の料金は早取料金（すべて税込）です。支払義務発生日（検針日等）から20日経過後にお支払いいただく場合には、遅取料金（3%割増）となります。
- 実際に適用する単価（円/m³）は、基準単位料金に平均原料価格の動向を加味して毎月決定されます。
- ガス料金は、口座振替または払込みの方法により、支払義務発生日の翌日から起算して50日目（支払期限）までにお支払いいただきます。支払期限を経過してもガス料金のお支払いがない場合、ガスの供給を停止させていただきます。
- 詳細は、当社ホームページへ掲載しておりますので、ご覧ください（書面をご希望の場合はご連絡ください）。
（URL <http://www.hamadagas.co.jp>）

■ 契約変更時の取扱いについて

当社は、契約期間中であっても、各種約款を変更することがあります。お客さまは、変更後の各種約款に異議がある場合、解約することができます（変更のポイントを参照ください）。

浜田ガス株式会社

住所 浜田市熱田町2135-7

【窓口】

浜田ガス 総務部 TEL : 0855-26-1010

受付時間 午前8:30~午後5:30